

令和8年度（2026年度）熊本県工事入札参加者資格審査申請要領（県内建設業者）

第1 令和8年度（2026年度）熊本県工事入札参加者資格審査申請（指名願）

1 申請の対象者

令和8年度（2026年度）において熊本県が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとする建設業者で、熊本県内に主たる営業所を有し、次のいずれかに該当する者。

- (1) 令和7・8年度（2025・2026年度）熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事）を提出し、令和7年度（2025年度）及び令和8年度（2026年度）に有効な入札参加者資格の認定を受けている者（以下「有資格者」という。）以外の者であること。
- (2) 有資格者のうち、当該資格を有する業種以外について競争入札に参加しようとする者であること。

2 申請の受付

(1) 申請方法

電子申請又は郵送申請

※電子申請システムのURLは、12月下旬に県ホームページに掲載予定。

※郵送申請は、簡易書留に限るものとする。

(2) 受付期間

令和8年（2026年）1月5日（月）から令和8年（2026年）1月23日（金）まで（令和8年（2026年）1月23日（金）の消印有効）

(3) 提出先

〒862-8570（住所記載不要）

熊本県土木部監理課建設業班 県内指名願・格付担当

3 提出書類及び提出部数

	提 出 書 類	提出部数
(1)	令和8年度（2026年度）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（別記様式1、2、3-1、3-2、4）	1 部
(2)	「経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書」の写し（申請時までに当該通知書の送付を受けていない場合は、「経営事項審査申請書類一式（添付書類は不要）」の写し） ※熊本県知事許可を有する建設業者にあっては、令和6年（2024年）10月1日から令和7年（2025年）9月30日までの間に審査基準日が属する経営事項審査に係るもの ※国土交通大臣許可を有する建設業者にあっては、令和6年（2024年）7月1日から令和7年（2025年）6月30日までの間に審査基準日が属する経営事項審査に係るもの	1 部

(3)	審査対象事業年度に係る変更届出書（事業年度終了）の「直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）」の写し	1 部
(4)	令和7・8年度（2025・2026年度）熊本県工事入札参加者資格認定通知書の写し ※上記1の（2）に掲げる者に限る	1 部
(5)	国税（法人税と消費税及び地方消費税）に未納税額がないことの証明書（その3の3）（写し可） ※個人事業主は、様式その3の2 ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの ※法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、猶予制度の適用を受けていることが分かる書類を提出	1 部
(6)	熊本県税に未納税額がないことの証明書（28号様式）（旧・その6証明書）（写し可） ※税目は、「全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く）及び地方法人特別税・特別法人事業税」とすること ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの ※法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、猶予制度の適用を受けていることが分かる書類を提出	1 部
(7)	経営事項審査において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険のいずれかの加入状況が「無」であった者で、指名願の申請日までに当該保険に加入了した場合は、次に掲げる書類 ① 雇用保険に関する労働保険概算・確定保険料申告書及び領収書又は完納証明書（基準決算の前期から審査基準日までのもの。ただし、審査基準日時点で加入していない場合は、加入月から指名願の申請日までに支払期限が到達している領収書又は完納証明書） ② 社会保険の標準報酬決定通知書（直近のもの）及び領収書又は完納証明書（審査基準日を含む月の保険料を納付したことを証するもの。ただし、審査基準日時点で加入していない場合は、加入月から指名願の申請日までに支払期限が到達している領収書又は完納証明書）	1 部

第2 令和8年度（2026年度）熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請（格付申請）

1 申請の対象者

「令和8年度（2026年度）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」を提出し、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事又は舗装工事のいずれかを希望した建設業者で、次のいずれかに該当する者。

- (1) 令和6年（2024年）1月から令和7年（2025年）12月までの間に、熊本県が発注した工事について、契約後VE提案が採択された実績のある者
- (2) 令和7年（2025年）6月1日現在において、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく法定雇用率が適用される者で法定雇用率を達成している者又は法定雇用率が適用されない者で障がい者を1人以上雇用している者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又は専修学校を令和4年度（2022年度）から令和6年度（2024年度）に卒業した者を採用し、かつ、これらの者

について、令和7年（2025年）12月31日までの間に6か月を超える常勤雇用の実績がある者

- (4) 令和7年（2025年）9月30日現在において、育児休業制度及び介護休業制度の両制度をいずれも就業規則等で定めている者
- (5) 令和7年（2025年）12月31日現在において、常勤の従業員又は役員が県内の消防団に入団している者、県内市町村から消防団協力事業所表示証の交付を受けている者又は保護観察者の協力雇用主の登録を行っている者
- (6) 令和6年（2024年）1月から令和7年（2025年）12月までの間に、建設業以外の分野（以下「新分野」という。）に進出し、5百万円以上の支出を行った者又は新分野の事業を営む新会社の設立に伴い、5百万円以上の支出を行った者
- (7) 令和7年（2025年）9月30日現在において、熊本県又は熊本県内市町村と防災協定を締結している者
- (8) 令和3年（2021年）1月から令和7年（2025年）12月までの間に、特許権、NETIS（新技術情報提供システム）又は熊本県新技術・新工法活用促進支援工法への登録が行われた実績のある者
- (9) 令和6年（2024年）1月から令和7年（2025年）12月までの間に、大臣又は知事から表彰を受けた実績のある者
- (10) 令和7年（2025年）9月30日現在において、舗装用機械を保有し施工体制を整えている者
- (11) 令和7年（2025年）9月30日現在において、常勤性のある舗装施工管理技術者を雇用している者
- (12) 平成23年（2011年）4月1日から令和7年（2025年）12月31日までの間に完成した工事（公共工事に限る。）において、高度な技術等を要する土木一式工事の施工実績のある者
- (13) 令和2年（2020年）10月1日から令和4年（2022年）9月30日までの間に、満35歳未満の者を採用し、令和7年（2025年）9月30日現在で3年以上継続雇用している者
- (14) 令和3年（2021年）1月から令和7年（2025年）12月までの間に、従業員又は役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく不当要求防止責任者講習を受講させた実績のある者
- (15) 熊本県地球温暖化の防止に関する条例（平成22年熊本県条例第16号）に基づく事業活動温暖化対策計画書又はエコ通勤環境配慮計画書（いずれも計画期間に令和7年（2025年）を含むものに限る。）を任意で県に提出している者
- (16) 令和8年（2026年）1月31日現在において、プライト企業に認定されている者
- (17) 令和8年（2026年）1月31日現在において、熊本県SDGs登録制度に登録されている者

2 申請の受付

(1) 申請方法

郵送申請のみ

※簡易書留に限るものとする。

(2) 受付期間

令和8年（2026年）1月5日（金）から令和8年（2026年）1月23日（金）まで（令和8年（2026年）1月23日（金）の消印有効）

(3) 提出先

〒862-8570（住所記載不要）

熊本県土木部監理課建設業班 県内指名願・格付担当

3 提出書類及び提出部数

	提出書類	提出部数
(1)	令和8年度（2026年度）熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請書（別記様式5）	1部
(2)	別に定める「技術事項等評価項目申請に当たっての留意事項」に基づく添付書類	1部

第3 資格審査及び結果通知

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年熊本県告示第221号）に基づき、入札参加者資格の有無及び格付について審査を行う。
- 第1の3及び第2の3に掲げる提出書類に不足のある者並びに経営事項審査において総合評定値の請求を行っていない業種及び「完成工事高」に実績がない業種については、申請を受け付けない。
- 経営事項審査において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険のいずれかの加入状況が「無」となっている者の申請は受け付けない。ただし、令和7年（2025年）12月31日までに当該保険に加入し、かつ、当該保険料の未納がない者又は適用除外となった者は、この限りでない。
- 国税及び県税に未納税額がある者の申請は受け付けない。ただし、法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、この限りでない。
- 審査の結果は令和8年（2026年）3月末までに文書にて通知する予定である。

第4 入札参加者資格の有効期間

今回の申請に係る入札参加者資格の有効期間は、令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までとする。

第5 問合せ先

熊本県土木部監理課建設業班 県内指名願・格付担当

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 電話096-333-2485